

議案及び議事の概要

第94号議案 議事録の承認について

- ・ 令和6年2月14日開催の会議の議事録について審議し、原案どおり可決（承認）。

第95号議案 令和6年度奈良県職員採用試験実施計画の変更について

- ・ 令和6年2月14日に承認した「令和6年度奈良県職員採用試験実施計画」の変更案（キャリア活用試験の受験資格の訂正）について審議し、原案どおり可決。

第96号議案 警察職員の採用の選考について

- ・ 職員の任用に関する規則第8条第5号の規定に基づき、警察本部長から請求があった警察一般職員（文書検査鑑定職員）への採用の選考案について審議し、原案どおり可決（合格決定）。

第97号議案 職員の任用に関する細則の一部改正について

第98号議案 選考により採用する職の指定について

第99号議案 職員の任用に関する細則別表2に規定する人事委員会の指定について

- ・ 第97号議案から第99号議案はいずれも職員の任用に関する規則（以下「規則」という。）及び職員の任用に関する細則（以下「細則」という。）に関連する議案のため、あわせて審議。
- ・ 第97号議案は、令和6年度からの試験制度改正等に対応するため、規則第26条に基づく細則第5条（選考の実施を任命権者に委任するもの）、規則第23条に基づく細則第11条（選考のために任命権者が試験を実施するもの）、その他所要の規定を整備するもの
- ・ 第98号議案は、規則第8条第9号及び細則第2条第3項第5号の選考により採用できる職として「民間企業等における勤務経験及び専門的な知識又は技能を有する者をもって補充しようとする職」を指定するよう知事から協議のあったもの。
- ・ 第99号議案は、規則第8条第5号及び細則第2条第2項の選考により採用できる職として「警察本部に勤務する電気設備職員」を指定するよう警察本部長から協議のあったもの、また、それに伴い細則別表を改正すべきこと

について説明の後、審議し、第97号議案のうち、第8号様式については採用に関する照会に応じなかった場合の留意事項の記載について継続して審議することとし、そのほかは全て原案どおり可決。

第100号議案 職員に関する条例の改正に伴う意見について

- ・ 令和6年2月定例県議会に提出された以下記載の条例改正案について、地方公務員法第5条第2項の規定により、県議会議長から意見を求められたもの
条例名：職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
改正理由：多様な人材が集まり、活躍できる包摂性の高い環境を目指し、職員の勤務時間等をより柔軟に設定できるようにするため
改正内容：土日以外に勤務時間を割り振らない日を設ける措置の対象となる職員の

範囲を、育児又は介護を行う職員に限定しないこと等

- ・ 上記条例案は適当と認める旨の回答案
について審議し、原案どおり可決。

第101号議案 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第19条第4項の規定に基づく昇格の承認について

- ・ 同規則第19条第4項に基づく、警察本部長から申請のあった警察本部参事官の職
への昇格
について審議し、原案どおり可決（承認）。

第93号議案 審査請求について（継続審議）

- ・ 次回以降も継続して審議していくこととした。

第21号報告 令和5年度労働基準に関する調査等の結果について

- ・ 地方公務員法第58条第5項に基づく労働基準監督機関としての職権行使の一環で
労働基準及び労働安全衛生に関し実施した調査結果について報告。

以上